

第 19 回三春秋まつり出店者募集要項

令和 6 年 7 月 19 日版

1 開催概要

- (1) 主 催 三春秋まつり実行委員会
- (2) 開催日時 令和6年11月2日(土)、3日(日)の2日間
両日、午前10時00分～午後3時30分
- (3) 会 場 大町おまつり道路（三春交流館「まほら」周辺）
- (4) 交通規制 ①日時 令和6年11月2日(土)、3日(日)の2日間
両日、午前8時30分～午後5時00分
②内容 車両通行止め
- (5) 出店場所 ①大町おまつり道路：屋外
②三春交流館「まほら」 交流広場（駐車場）：屋外
③三春交流館「まほら」 小ホール：屋内
- (6) 出店資格 ①原則として三春町内に在住、在学、在勤する個人または団体
②暴力団及び反社会的勢力の関係者でないこと
③その他、三春秋まつり実行委員会（以下、実行委員会）が認めた者であること
- (7) 出店内容 三春町内で生産、加工、製造、製作したもの、あるいは三春町の文化・観光等に関わる飲食品、美術・工芸品、その他芸術作品 等

2 出店ブースの仕様

(1) 大町おまつり道路（屋外）

1 コマ 間口 3.0m×奥行 3.0m ※テントに横幕が付属しません。



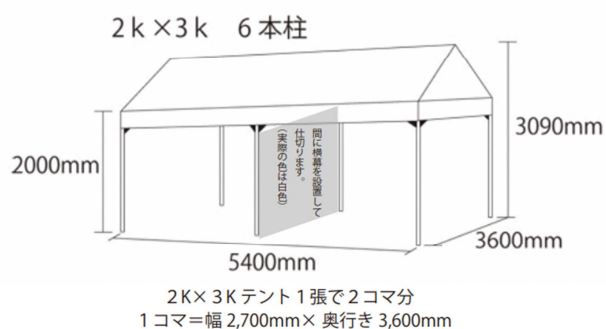
(画像：出店ブースのイメージ)

(2) まほら交流広場（駐車場）（屋外）

1 コマ 間口 2.7m×奥行 3.6m ※テントに横幕が付属します。

※間口 5.4m×3.6m のテントを 2 コマに棟割して使用します。

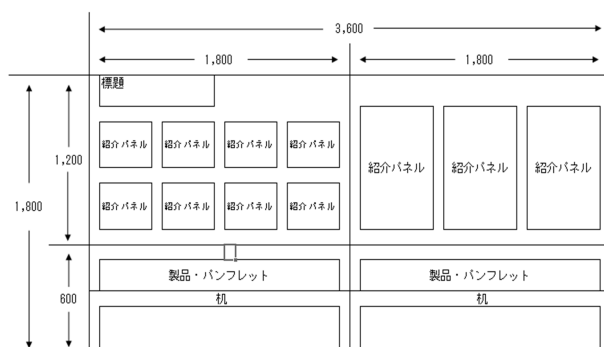
三春秋まつり出店テント資料



(画像：出店ブースのイメージ)

(3) まほら小ホール（屋内）

1 コマ パネル幅 3.6m (1.8m×1.2m/枚) ×高さ 1.8m 程度



(画像：出店ブースのイメージ)

3 出店料

(1) 出店料

大町 おまつり道路 (屋外)	三春交流館「まほら」	
	交流広場(駐車場) (屋外)	小ホール (屋内)
飲食物以外の販売 (展示のみも可能)※1	飲食物販売のみ ※2	飲食物以外の販売 (展示のみも可能)※3
4,000 円/1 コマ	5,000 円/1 コマ	4,000 円/1 コマ

<付属備品>

①大町おまつり道路、三春交流館「まほら」交流広場

長机 1 脚、パイプ椅子 2 脚セット、掲示用看板 1 枚(出店者名入り)/1 コマ

②三春交流館「まほら」小ホール

長机 2 脚、パイプ椅子 2 脚セット、パネル (1.8m×1.2m) 2 枚、
掲示用看板 1 枚(出店者名入り)/1 コマ

※1 大町おまつり道路は、両日ともに搬入・搬出が必要となります。(6 搬入・搬出)

※2 飲食物販売は、三春交流館「まほら」交流広場のみとさせていただきます。

※3 三春交流館「まほら」小ホール内の一部スペースを「体験コーナー」として
使用させていただきます。

※4 申込多数の場合は、出店場所を調整させていただきます。

(2) 追加備品

①長机 1 脚・パイプ椅子 2 脚セット 2,000 円/1 セット

②パネル(パンチボード(1.8m×0.9m)) 2,000 円/1 枚

(3) 電気使用 4,000 円/1 コマ(総消費電力 1,500W(ワット)まで)

※販売を伴わない事業者、非営利の事業者、姉妹都市等は、(1)～(3)の全てが無料。

ただし、予算の都合上、無料対応分は、2 コマまで(追加備品は、1 コマにつき、
長机・パイプ椅子 1 セット、パネル 2 枚まで)とさせていただきます。

※出店料は、出店者説明会時に集金します。秋まつり当日は、集金しません。

4 出店申込資料

(1) 出店申込書(出店様式 1)

(2) 出店届出書(出店様式 2) ※飲食物を提供する出店者のみ

(3) 露店等開設に伴う使用火気器具等確認書(出店様式 3) ※火気を使用する出店者のみ

(4) 営業許可証の写し

5 出店申込方法

- (1) 申込期限 令和 6 年 8 月 21 日(水)必着
- (2) 申 込 先 三春秋まつり実行委員会事務局（三春町産業課商工観光グループ）
〒969-7796 福島県田村郡三春町字大町 1-2
電話 0247-62-3960 FAX 0247-61-1110
メール shoko@town.miharu.fukushima.jp
- (3) 申込方法 4 の出店申込資料に必要事項を記入のうえ、実行委員会事務局宛に郵送、FAX、メールもしくは直接お申し込みください。
- (4) 出店者決定 出店申込書を受理後、実行委員会で出店資格の審査（保健所等の関係機関との調整後）を行い、出店の可否を決定し、申込者へ通知します。
出店の可否の通知は、令和 6 年 9 月中旬頃を予定しております。

6 搬入・搬出（準備・片付け）

(1) スケジュール

出店場所		大町おまつり道路 (屋外)	三春交流館「まほら」	
			交流広場 (屋外)	小ホール (屋内)
11 月 1 日(金)	搬入	—	調整中	調整中
11 月 2 日(土)、 3 日(日)	搬入	午前 8 時 30 分～ 午前 9 時 50 分	調整中	調整中
	搬出	午後 3 時 30 分～ 午後 4 時 50 分	午後 3 時 30 分～ 午後 4 時 50 分	午後 3 時 30 分～ 午後 4 時 50 分

※会場準備の都合により変更になる場合があります。

※秋まつり開催時間中（午前 10 時 00 分～午後 3 時 30 分）は、会場内への車両乗り入れができませんのでご注意ください。

※大町おまつり道路は、両日ともに搬入・搬出（準備・片付け）が必要となります。

※搬入、搬出に要する費用は、全て出店者各自の負担とします。

※搬入、搬出時は、大変混雑が予想されます。搬入、搬出が終了後、速やかに車両等を移動してください。

(2) 物品等の管理

出店者の責任において管理してください。実行委員会は、盗難・紛失・火災・事故等の責任を負いません。11 月 1 日(金)、2 日(土)は、夜間警備員を配置します。

(3) 出店者用駐車場

調整中

7 食品の衛生管理

- (1) 出店ブース内での飲食物販売については、各出店者から提出された販売物リストをまとめ、食品衛生法に基づく届出を保健所に提出します。事前に報告している飲食物以外は提供しないでください。※調理方法も同様です。
- (2) 保健所からの指導により販売品目を変更または、中止していただく場合があります。
- (3) 食品衛生法を遵守し、飲食物の取り扱いについて、細心の注意をお願いします。
- (4) 水道直結の給排水設備及び流し（シンク）は設置しませんのでご注意ください。

8 火気器具等の使用

- (1) 各出店者から提出された火気器具等確認書をまとめ、露店等の開設届出を消防署に提出します。
- (2) ガスコンロ等は、不燃物の台に設置し、耐火ボード等で囲い、使用してください。
- (3) 消火器の設置が義務されていますので、必ず消火器を設置してください。
- (4) 電気器具等を用いて加熱、保温等を行う場合は、器具の表面に可燃物が触れ発火しないよう十分注意してください。
- (5) 電気使用量は、1 コマにつき、 1,500W(ワット)までとします。
- (6) 会場内のブレーカーが落ちてしまう恐れがありますので、申請以外の電気設備は使用しないでください。また、電源を使用する場合は延長コード等をご準備ください。
- (7) 11月2日(土)に消防署による現地確認が実施されます。「自主点検表」を事前に配布します。各点検項目をチェックし、火災予防に努めてください。

9 ゴミの処理

- (1) 自店舗で発生したゴミだけでなく、他店舗で発生したゴミについても受付けし、分別を行ってください。
- (2) 使用した油（油分が含まれているもの）は、出店者が処理を行ってください。水道施設等へ流さないでください。残飯などの固形物も同様です。
- (3) 残飯などは、水切りして燃えるゴミとして捨ててください。
- (4) 秋まつり会場内で発生したゴミは、両日、ゴミ収集車（業者）で回収します。
※粗大ゴミや有害ゴミ等は各自でお持ち帰りください。
 - ①集積場所 (ア)まほら倉庫裏（三春集報社側）
(イ)まほらゴミ集積所付近（JA側）
 - ②集積時間 両日、午後3時30分～5時00分のみ
※集積場所へのゴミ運搬は、出店者で対応してください。
※集積時間までは、各出店ブース内でゴミを保管してください。
 - ③運搬時間 両日、午後5時00分以降 ※業者で対応
- (5) ゴミ袋等は、出店者側で準備してください。

10 売店利用券及び換金（販売を行う出店者のみ）

- (1) 「秋まつりの関係者」、「三春ウオークの参加者及び関係者」等に売店利用券（1枚100円分）を配布します。金券として取扱いをお願いします。

※おつりは出さないでください。



（画像：売店利用券のイメージ）

- (2) 売店利用券分の換金申請（出店者→秋まつり実行委員会）

出店者は、売店利用券の使用実績を集計し、実行委員会にて「売店利用券換金申請書（使用済みの売店利用券を添付）」を提出してください。

※「売店利用券換金申請書」の提出は、出店最終日の午後3時30分～4時30分の間、秋まつり本部にて受付します。

【提出書類】

- （ア）第19回三春秋まつり売店利用券換金申請書
- （イ）使用済みの売店利用券

- (3) 売店利用券分の入金（実行委員会→出店者）

出店者から申請のあった内容を確認後、各出店者に売店利用券分の費用の支払処理を行います。（令和6年11月5日（火）～11月8日（金）の支払を予定しています。）

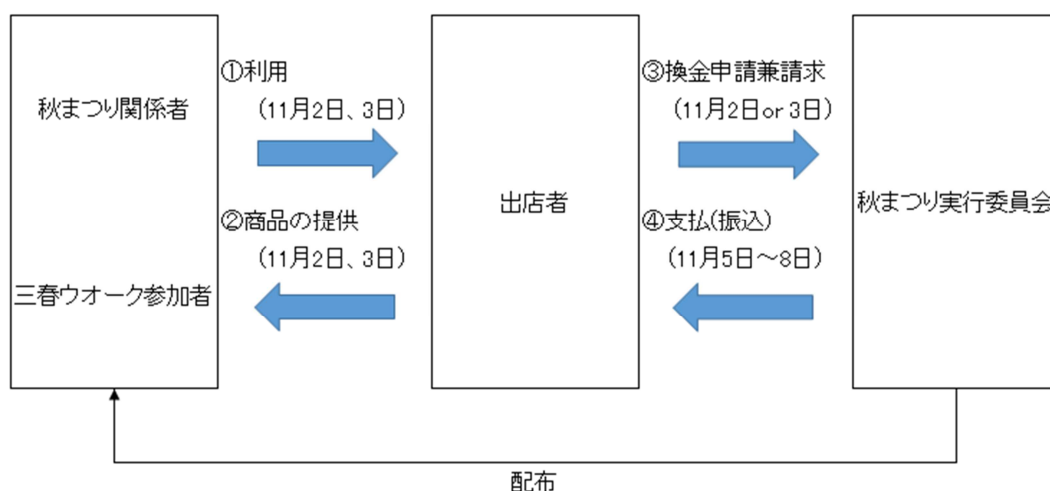
※秋まつり当日の換金処理は、行いません。

※売店利用券分の支払方法は、銀行振込を予定しています。

※申請額（枚数）と実績（枚数）に乖離がある場合は、支払前にご連絡します。

- (4) 換金のフロー図

三春秋まつり売店利用券の換金方法（配布～振込までのフロー）



1 1 スクラッチくじの配布（販売を行う事業者のみ）

- (1) 各店舗でお買い物いただいたお客様に 500 円ごとに「スクラッチくじ」1 枚を配布してください。スクラッチくじは、各出店ブースを訪問し、配布します。
※不足が生じた場合は、本部テントで配布します。本部テントにお声がけください。
※スクラッチくじの実施にあたり、出店者側の費用負担はありません。
- (2) スクラッチを削ると「〇等」もしくは、「はずれ」が表示されます。
ー当選者には、景品交換所（本部付近）で景品をプレゼントします。
ーはずれ券は、3 枚集めると、景品交換所で景品をプレゼントします。



（画像：スクラッチくじのデザインイメージ）

- (3) 未配布のスクラッチくじは、出店最終日の午後 3 時 30 分～4 時 30 分に本部に返却してください。

景品を充実させ、売店利用者の増加とお客さんの満足度向上を目指したいと考えています。スクラッチくじで使用する景品（協賛品）の提供についてご協力ください。販売物のほか、出店ブースで利用できる割引券等でも構いません。
※協賛品の提供にご協力をいただける場合は、出店申込書に提供商品名等を記載してください。協賛品は、事前もしくは、秋まつり開催日当日にお預かりします。

1 2 その他

- (1) 出店の配置等は、事務局で決定させていただきます。
- (2) 関係法令を遵守の上、販売等を行ってください。出店内容（品目、価格、許可資格が必要なもの）によっては、協議、調整をさせていただく場合があります。
- (3) 出店条件に違反した場合、実行委員会が不適切と判断した場合は、出店を取り消しさせていただきます。
- (4) 販売商品に関するクレーム処理等は、出店者で対応してください。
- (5) 令和 6 年 10 月中旬までに出店決定者を対象とした説明会を開催します。
連絡事項等については、出店者説明会時にお知らせします。

<問い合わせ>

三春秋まつり実行委員会事務局

（三春町産業課 商工観光グループ）

電 話 0247-62-3960

F A X 0247-61-1110

メール shoko@town.miharu.fukushima.jp